

様式第八号（第二十七条第二項関係）

年 月 日
厚生（支）局長 殿
承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所
企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

(A列4番)

(備考)

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
(事業年度) 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円		
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円		
合計	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	人 人 人	円 円 円	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
 - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
 - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
 - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
 - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
 - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）		
老齢給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）
	一時金 （年金との併 給を除く）	男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）
	年金と一時金 の併給	男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	年 金 一時金 年 金 一時金 年 金 一時金	円（ 円（ 円（ 円（ 円（ 円（
障害給付金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）
	一時金 （年金との併 給を除く）	男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）
	年金と一時金 の併給	男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	年 金 一時金 年 金 一時金 年 金 一時金	円（ 円（ 円（ 円（ 円（ 円（
死 亡 一 時 金		男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）
脱 退 一 時 金		男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）
計		男 女 計	人（ 人（ 人（	人） 人） 人）	円（ 円（ 円（	円） 円） 円）

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

		資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男	件	
	女	件	
	計	件	
企業型年金運用指図者	男	件	
	女	件	
	計	件	

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数

(備考)

- 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
- 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
- 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
- 加入者等に提示した運用の方法を当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
- 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合のみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を21の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
- 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考) ①については、

- 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- 企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもののいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。
(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

12. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号。以下「令和3年改正政令」という。）附則第2項の経過措置をいう。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

（備考）

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～13,750円							
人数計							

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	加入者掛金						
	0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主 掛 金	～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～15,000円						
	15,001円～20,000円						
	20,001円～25,000円						
	25,001円～30,000円						
	30,001円～35,000円						
	35,001円～40,000円						
	40,001円～45,000円						
	45,001円～50,000円						
50,001円～55,000円							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）		加入者掛金						
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円								

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額 区分（平均月額）		加入者掛金			
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,750円
事業主掛金	～ 5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～15,000円				
	15,001円～20,000円				
	20,001円～25,000円				
	25,001円～27,500円				

(備考)

1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

17. 掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金総額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
掛金総額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
掛金総額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金総額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「他制度掛金相当額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分のお他制度掛金相当額の平均を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

18. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額) 掛金額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分(平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
掛金額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
掛金額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 「掛金額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。
3. 「他制度掛金相当額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均を記載すること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

19. 事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

20. 事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分他制度掛金相当額の平均の総額を記載すること。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

21. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A実施事業所					
B実施事業所					
C実施事業所					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					
・					

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。